

## 意見書

平成 21 年 7 月 21 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」の意見募集について、別紙の通り意見を提出します。

(株)フジテレビジョン

代表者:飯島 一暢(常務取締役)

住所:東京都港区台場2-4-8

項目	意見
2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化	<p>電波利用の柔軟化やホワイトスペースの活用について、放送の公共性に鑑み、本来の目的や業務をないがしろにしたり、影響を与えたりすることのないよう配慮が必要である旨の記述がありますが、今後の法制化にあたっては、この趣旨が法律に明確に規定され、担保されるよう要望します。</p> <p>用途変更による混信の発生など、国民、視聴者のへの悪影響を回避することはもちろんのこと、免許をすでに取得し、実際に運用している事業者が主体的・自律的に関与できることが必要と考えます。</p>
3. 伝送サービス規律 (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保	<p>放送が果たすべき役割の重要性に鑑み、安全・信頼性確保については、現状においても様々な規律が設けられており、それに則って細心の注意を払いながら送出業務を行っています。</p> <p>答申(案)では、十分な規定が存在しているとは言えない現状にあるとして、新たな規定の整備が提案されていますが、必要以上の規律を新たに設けることにより、効果に見合わない多額の設備投資を求められたり、形式的な手続き業務が増加したりするようなことになれば、かえって日常の業務運営に支障をきたしかねません。</p> <p>今後の検討にあたっては、事業者の意見や実情も十分にふまえながら進めていただくよう要望します。</p>
4. コンテンツ規律 (1) メディアサービス(仮称)の範囲	<p>現行の地上テレビ放送が担っている役割が十分に勘案され、「放送」の概念と名称が維持されたことは、当方の従来の主張が尊重されたものとして賛同します。</p>
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ② 業務開始の手続き等	<p>地上放送において、放送施設の設置者が放送業務を一致して行うこと(ハード・ソフト一致)が、他者への施設提供よりも優先的に扱われることが明記されたことを評価するとともに、今後の法制化にあたっては、この考え方が法律に明確に規定され、担保されるよう要望します。</p> <p>一方で、地上放送のハードとソフトに関わる参入手続きが、従来のハード免許のみから、ハード・ソフトの2免許になることにより、行政がソフトの内容等に介入する</p>

	<p>余地が広がったと見ることも可能であり、今後の法制化において、行政はこのような懸念を払拭するよう最大限の努力をすべきと考えます。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③ 番組規律</p>	<p>番組分類に関する公表制度の創設が求められていますが、放送事業者の自主自律の確保を前提に、何らかの形で社会への説明責任を果たしていくことは重要な視点と考えます。</p> <p>新制度のあり方やショッピング番組の扱いなどの具体策については、放送事業者の自主的な取組をふまえながら検討を進めていただくよう要望します。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ④ 表現の自由享有基準</p>	<p>表現の自由享有基準緩和の検討が盛り込まれたことは、経営の選択肢の拡大の観点から適当であると考えます。</p> <p>今後、放送事業者の要望や実情に十分配慮した現実的な見直しが行われることを期待します。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ⑤ 再送信制度のあり方</p>	<p>裁定制度については、「新たな法体系における制度設計に当たっては、区域外再送信問題や制度改正の経緯に加え、事業者間の実態を十分に踏まえる必要があり、特に、現時点では実態として当事者間の協議が多数進行中である現状も考慮することが必要」との認識が示されている以上、現行制度の維持にこだわるべきではなく、抜本的な見直しに着手すべきと考えます。</p>

以上